

日立市手数料条例及び日立市建築基準条例の一部を改正する条例の制定について

日立市手数料条例及び日立市建築基準条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年3月6日提出

日立市長 小川春樹

(提案説明)

建築基準法等の改正に伴い、建築確認関係の手数料を定める等のため、本条例を制定するものであります。

日立市手数料条例及び日立市建築基準条例の一部を改正する条例

(日立市手数料条例の一部改正)

第1条 日立市手数料条例(昭和46年条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表2建築確認関係の表中第58項を第60項とし、第49項から第57項までを2項ずつ繰り下げ、第48項の次に次の2項を加える。

49 既存の建築物に対する制限の緩和に係る敷地と道路との関係の特例認定申請手数料	1件	27,000
50 既存の建築物に対する制限の緩和に係る道路内の建築制限の特例認定申請手数料	1件	27,000

別表5その他の表中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

(日立市建築基準条例の一部改正)

第2条 日立市建築基準条例(平成12年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第14条中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。

第32条第2項中「当該部分」の次に「の特定主要構造部」を加える。

第 3 9 条 第 1 項 中 「 主 要 構 造 部 」 を 「 特 定 主 要 構 造 部 」 に 改 め る。

第 4 8 条 第 2 項 中 「 建 築 物 」 の 次 に 「 の 特 定 主 要 構 造 部 」 を 加 え る。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。